

耐震化の効果的な促進

不特定多数の者が利用する大規模建築物(ホテル、旅館等)等の耐震化 取りまとめ

「住宅市街地総合整備促進等事業」のうち「耐震対策緊急促進事業」(国土交通省所管事業)

- ・ 不特定多数の者が利用する、ホテル、旅館等の大規模建築物の耐震性を向上させることは、大規模な地震の発生に備え、建築物の地震に対する安全性、国民の生命の安全性をより一層向上させるために必要な重要課題である。
- ・ 地方公共団体における補助制度の有無によって、建築物の所有者等の負担額に大幅な差が生じている。現時点で補助制度を創設していない11県を含め、耐震改修を一層促進すべきである。
- ・ 平成27年末が耐震診断結果の報告期限であり、今後は、改修が必要となる大規模建築物が把握できることから、地方公共団体に対しフォローアップ体制を整備させ、きめ細かな対応を行わせるなど、耐震改修の着手を促すべきである。また、本事業を延長する場合には、明確に期限を付し、それ以降は補助率が下がることを周知した上で、耐震改修の早期着手を促すとともに、耐震改修工事の事例(工法、価格、デザイン性、メリットなど)等の情報を広く発信すべきである。